

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第35号 発行日：平成30年1月30日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟第23回弁論期日が開かれました！



門前集会の様子

的・抽象的なものにすぎないとしてすべて排斥していることを指摘し、被告らは他原因に関し個別具体的な主張立証を行うのであれば直ちに行うべきであると述べました。また、感覚障害についての医師の所見の信用性が否定されておらず、所見をとる際のバイアスはもはや問題とならないこと、曝露の認定において、同居親族が水俣病特措法一時金対象者となったことが考慮されていることから、原告らが申し立てている特措法判定結果に関する調査嘱託は採用されるべきであることなども指摘しました。弁論終了後、進行協議の場が持たれました。

次回弁論期日は、平成30年3月23日（金）午後2時です。

平成29年12月22日午後2時から熊本地裁において、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟第23回期日が行われました。

期日前の門前集会では、森正直原告団長が、11月29日の東京高裁判決（行政認定棄却された原告9名全員を新潟水俣病と認定すべきとした逆転判決）に言及して、この裁判の追い風となる東京高裁判決を原告団の勝利に結びつけていけるよう、被害を訴え世論をさらに盛り上げていこうとの決意を述べました。

弁論期日では、中島潤史弁護士が、東京高裁判決に関して、意見陳述を行いました。意見陳述においては、東京高裁判決が、他原因に関する被告の主張立証を一般

【今後の予定】

3月16日 近畿訴訟第12回弁論
3月23日 熊本訴訟第24回弁論

公害団体合同旗開き



鏡開きの様子

1月13日、東京四ツ谷の主婦会館プラザエフにおいて、2018年公害団体合同旗開きが行われました。

ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟園田昭人弁護団長らによって鏡開きが行われました。新たな一年を迎え公害団体一同で戦いの決意を新たにしました。

私たちの仲間を分断しないで！！（東京訴訟）



裁判所前宣伝行動の様子

ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟は、第1陣18名が平成26年8月に提訴して以来、平成27年9月の4陣まで追加提訴を重ねてきました。しかし、平成28年12月に交代した鈴木正紀裁判長は、平成29年4月に追加提訴をした第5陣9名については第4陣原告までと同じ手続で審理する併合審理を拒否しました。

東京訴訟の裁判は、まだ原告全員に共通する事実や法的主張を行っている段階で原告が増えても何ら訴訟進行に影響を与えるものではありません。なによりも原告と一緒に審理してもらうことを望んでおり、統一的紛争解決にも重要なことです。

それ以降、東京原告団、弁護士、支援者らは裁判所に考えを改めることを求めて宣伝行動を行ってきました。そして、平成30年1月12日には、支援団体などから寄せられた359団体分の署名を携えて裁判所に「仲間を分断しないで」と要請行動をしました。

異常な訴訟指揮に異議あり！裁判官を忌避

そして、1月17日、ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟は16回目の弁論が開かれました。尾崎俊之弁護士団長が併合をしないことの原因を尋ねると「必要性がない」、必要性がない理由を尋ねると「答える必要はない」と述べました。吉竹直行原告団長が立ち上がり意見を述べようとすると、「発言は認めない。」などと言って発言自体を遮り、原告の訴えを全く聞こうともしませんでした。

原告団は、この異常な訴訟指揮を許さないため裁判官の忌避を申し立てました。このことにより、弁論後に予定されていた進行協議は中止されました。3月28日の次回弁論は、忌避に対する判断が出されているか否かで中止される可能性もあります。



東京報告集会で経過を説明する尾崎俊之弁護士団長

忌避とは

公平な裁判を妨げる可能性を示す一定の事情が存在する場合、当事者の申し立てによって裁判官をその裁判の手続きから排除する制度。

今回は、まず同じ裁判所の他の部で裁判官の忌避に理由があるのかが判断されます。弁護士は、今回の申し立てが認められなければ高裁、さらに最高裁まで判断を求めていることにしています。

弁護士団員のヒトリゴト：今年は署名を集めるのが目標です。（熊本弁護士団・福永紗織）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護士団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護士団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索